

SMC金融・経済マーケットレポート

Reporter Your Financial Brain SMC 豊島 健治

優良企業の子会社破綻 (救済と非救済の論理)

今月9日、新聞を読んでいたら片隅の小さな記事が目に入った。

「子会社が民事再生法申請

マキタ 8日、ゴルフ場運営の全額出資子会社である城山開発が同日、名古屋地裁に民事再生手続きの開始を申立てたと発表した。……」

ゴルフ場の破綻はよくあることで珍しくもないが、「マキタ」という文字が気になった。あの電動工具のマキタではないか - そう思ったのだ。早速、マキタのHPを覗いてみた。やはりそうだった。IRのページに8日付けで、「当社子会社の民事再生手続開始申立てに関するお知らせ」と「業績予想の修正に関するお知らせ」が掲示されていた。

「民事再生手続開始のお知らせ」には、申立て事由(預託金返還問題の見通しが立たない)、

子会社の業績推移(大幅赤字状態)、預託金の扱い(マキタが預託金の50%弁済が確保出来るよう支援する)、今後の予定(ゴルフ場事業をスポンサーに譲渡する)、等が書かれており、「業績予想の修正のお知らせ」は、ゴルフ場子会社の破綻に伴い、関係会社整理損として約70億円の特別損失が発生し、その結果、今期決算の業績予想数値を70億円ほど下方修正するという内容だった。

私は、「そうか。マキタもそうするのか」と独り唸かざるを得なかった。

マキタは昔から財務内容が優秀な会社としてその名が知られていた。今では珍しくもなくなったが、自己資本比率が極めて高い企業として、財務研修会等で優良企業のモデルとして取上げられるような会社だった。

私は、同じくHPから最近の業績を追ってみた。直前期のB/S、P/Lは下記の通りだった。

B/S		P/L	
流動資産	負債	売上高	88,335
88,854	36,148	営業利益	8,185
固定資産	資本	経常利益	9,444
139,650	192,356	当期利益	5,668

(16/3期決算公告より、単位：百万円)

固定資産が膨らんでいるのが一寸気になったが、それでも自己資本比率は84%を超え借入金はずゼロ。相変わらず安定した優良企業であることに大きな変化はなかった。そんなマキタが子会社を法的処理する - この事実をどう受け止めればよいのだろうか。

私は先ず、マキタのような「超」という字が相応しい安全志向の会社が、子会社とはいえゴルフ場経営に手を出していたことに驚いた。そして、改めて「あの時代」を覆った熱気を想わざるを得なかった。安全が代名詞のような典型的な名古屋企業までがバブルに酔っていた - この事実にも多少の救いを感じてしまうが、しかし、マキタも遂にツケを払う時がやってきた。

今回の子会社の民事再生法申請は、いかに優良企業であっても実質破綻状況の子会社は救うことは出来ないという冷徹なる事実を示している。

マキタの財務内容、自己資本の厚さからすれば、ゴルフ場の預託金債務(136億円)を全額負担したとしても、それがマキタの経営を揺るがすとは思えない。しかし、マキタは預託金の50%の弁済支援に止め、マキタの信用で入会した(と思われる)会員の残り50%預託金をカットした。カットされる会員の気持ちは知る由もないが、マキタの行動は「ゴルフ場子会社への支援継続は、経営上も法律上も許されない」との判断に基づいている。そうなのだ、再生見込みのない、即ち回収見込みのない会社にお金を注ぎ込むことは、たとえそれが100%子会社であっても「経営上」も「法律上」も許されないことなのだ。

この事実は、「あのゴルフ場は大手相場会社の直系子会社だから大丈夫」とか、「銀行の資本が入っているから云々」というような話がいかに根拠のない話であることを示している。子会社の民事再生法申請の後、マキタに非難が集中したという話も聞いていない。「仕方ない判断」と諦め、認める時代となったのだ。

ところで、使っていないゴルフ会員権を個人名義で持っていたら今年中に処分した方が良いでしょう。税制改正で損益通算ができなくなる可能性がある。改正されるかどうか保証の限りではないが、いずれカットされる運命にある預託金、少しでも税還付を受けた方が賢明ではないか。

Weekly Fax Report

《複製・転載等はこちらまでご連絡下さい》

URL: http://www.hi-ho.ne.jp/smc_toyo/

2004.9.25(第429号)

TEL. 0438-53-6092 FAX. 0438-53-6096

Email: smc_toyo@hi-ho.ne.jp